

瀬戸市空家等対策計画 ～せとで住まいプロジェクト～ 【概要版】

計画の位置づけ

第6次瀬戸市総合計画

基本理念

住みたいまち 誇れるまち 新しいせと

施策

- ◆ 3世代同居・近居の促進
- ◆ 中心地区への住み替え支援
- ◆ 空き家活用・解体等の支援
- ◆ ツクリテ支援、若手作家、職人の活動支援

空き家を活用し、施策の実現を目指す

今までの取り組みと成果

今までの取り組み

○空き家情報バンク（令和元年度末時点）（件）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	合計
申込	17	16	17	7	13	70
成約	0	11	10	6	4	31

○補助制度（平成28年度～令和元年度）（件）

年度	H28	H29	H30	R1	合計
中心市街地空き家等利用促進補助事業	2	2			4
中心市街地商店街空き店舗対策事業費補助金(改修費)	4	4	3	4	15
老朽空き家等解体補助事業	27	27	27	10	91
ムーブイン応援補助事業		2	6	7	15
三世代同居・近居応援補助事業		0	2	7	9

○特定空家への措置（平成2年度～令和元年度）

	H28	H29	H30	R1	合計
略式代執行	0	1	0	1	2
相続財産管理人制度利用	0	0	0	1	1

空き家率の推移

全国 平成15年 12.2% ↗ 平成25年 13.5% ↗ 平成30年 13.6%

本市 平成15年 11.8% ↗ 平成25年 12.6% ↘ 平成30年 12.2%

（住宅・土地統計調査）

空き家等対策に関する基本的な考え方

基本理念

せとで住まう 陶都をつなぐ

基本目標

- 1 「ツクリテ」が根付く、「ツクリテ」とふれあうまち
- 2 住まい方がえられるまち
- 3 人と人がつなぐまち

空き家等対策への取り組み方針

計画の期間

令和3年度から9年度まで

取組目標（7年間）

- 空き家数増加の抑制 空き家率現状維持
- 空き家情報バンク新規申込件数 140件
- 補助制度、指導等による老朽空き家の解体件数 105件

取り組み方針とアクションプラン

1 空き家等の利活用

- (1) ツクリテのアトリエ・住まい等としての利活用
- (2) カフェや飲食店、ギャラリー等としての利活用

- ◆ 中心市街地商店街空き店舗対策事業費補助金
- ◆ 地域活性化リフォーム補助事業
- ◆ 空き家情報バンクの運用

2 ツクリテの定着

- (1) ツクリテが根付く仕組みづくり
- (2) ツクリテがくらし、交流するための情報発信
- (3) ツクリテが地域に溶け込み定着するための支援

- ◆ 空き家情報バンク・空き工房制度の一元化
空き家情報バンクと空き工房制度の情報を一元化し、窓口のワンストップ化、多様な空き家のニーズに応えられる体制を目指します。

- ◆ ツクリテ創業支援事業費補助金

3 自分らしいくらしの実現

- (1) 多様なくらし方・住まい方の提供
- (2) 年齢や家族構成の変化にともなう住み替えへの対応
- (3) 移住希望者向け体験・交流の実施

- ◆ お試し賃貸
本市は地域により特徴や魅力が様々です。物件探しは地域性も含め、慎重に探す必要がある中で、いきなり物件を購入することは利用希望者にとってハードルが高いものと思われます。まずは賃貸で住んでいただき、気に入れば物件を購入するというお試し賃貸物件の充実を図ります。

4 多世代・多世帯居住の促進

- (1) 三世代の同居・近居の促進
- (2) 子育て世代の流入促進

- ◆ 居住支援住宅としての空き家活用
市内に活用されていない空き家が数多くある反面、住宅の確保に困窮している住宅確保要配慮者も数多く存在し、今後も増加する見込みです。空き家を居住支援に活用していくために、福祉部局と連携し、空き家を住宅確保要配慮者の居住先として紹介できる仕組みを検討します。

- ◆ ムーブイン応援補助事業
- ◆ 三世代同居・近居応援補助事業

5 空き家等の適正管理の促進

- (1) 建物所有者への意識啓発
- (2) 建物の適正管理のための支援
- (3) 建物所有者を対象とした空き家セミナーの開催

- ◆ 空き家相談会の実施

6 多様な主体の参加と連携の促進

- (1) 空き家利活用ビジネス参入の推進
- (2) 自治会等との連携
- (3) 空家等対策協議会の運営

- ◆ 空き家ツアー・空き家交流会の実施
借り手が個々に不動産業者を当たって物件探しや相談をすることはハードルが高く、気軽に空き家を見ることができたり、借り手と宅建業者や空き家所有者との繋がりができる機会が求められています。空き家ツアーや空き家交流会を通じ、空き家所有者と借り手が繋がる機会を構築することで、より活発な空き家の利活用促進を図ります。

7 相談体制の整備

- (1) 関係事業者等との連携
- (2) 空き家の利活用を促進する空き家情報バンクの運営

8 特定空家の解消

- (1) 特定空家に対する指導・勧告
- (2) 管理不全の空き家に対する助言・指導

- ◆ 老朽空き家等解体補助事業
- ◆ 行政代執行、相続財産管理人制度の活用